

佐倉市立美術館 使用料の変更について

令和元年 7月
佐倉市立美術館長

日ごろより、当美術館をご利用いただき、誠にありがとうございます。
令和元年10月1日からの消費税率引上げに伴い、市民ギャラリー等の
使用料を下記のとおり変更することといたしました。
ご利用の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

	改定前		改定後
・ 第1展示室 (1週間につき)	25,920円	⇒	26,400円
・ 第2展示室 (1週間につき)	25,920円	⇒	26,400円
・ 第3展示室 (1週間につき)	25,920円	⇒	26,400円
・ 展示室全室 (1週間につき)	77,760円	⇒	79,200円
・ 第1控室 (1日1回につき)	540円	⇒	550円
・ 第2控室 (1日1回につき)	540円	⇒	550円
・ ホール (1日1回につき)	5,400円	⇒	5,500円
※ () 内は4時間以内の使用の場合	(2,700円)		(2,750円)

- 備考) 1 「1週間」とは、火曜日から翌週の日曜日までの期間をいいます
2 使用時間は、午前10時から午後6時までといたします
3 市外在住者及び活動の拠点が市外にある団体が使用する場合は、
10割増(2倍)といたします

※ご注意 10月1日以降の使用であっても、9月30日までに使用手続きが済んでいるもの(必須:使用料の納付)は、改定前料金のままお使いいただけます。

なお、改定前にご予約や使用申請をいただいても、使用料の納付が10月1日以降になる場合は、改定後の新料金をお支払いいただきますのでご注意ください。